

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、塗装工として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前10時50分頃、塗装作業中に倒れ（以下「本件事故」という。）、現場の休憩室で休憩後、会社関係者の搬送によりDクリニックセンターに受診したところ「脳梗塞、脳出血疑い、熱疲労の疑い」と診断され、同日、E医療センターに救急搬送されて「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、平成〇年〇月〇日監督署長に対し、本件疾病は夏の高温の環境下で過重な仕事を続けていた際の発症であり、業務に起因するとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 療養補償給付の請求について

- ① F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したとしており、発症状況等に照らすと、当審査会としても、F医師の意見は妥当であると判断する。
- ② ところで、本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- ③ 請求人の本件疾病発症直前から前日までの間において、請求人が異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

なお、請求人らは、鉄板製品製造加工業として、塗装工である請求人にとって経験のない業務が存在することが異常な出来事である旨主張するが、認定基準にいう「異常な出来事」とは、極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態等をいうのであって、請求人らの主張は採用できない。

- ④ 請求人の本件疾病発症前おおむね1週間の業務についてみると、請求人は、「勤務時間は午前8時から午後5時、休憩時間は午後0時から午後1時までの昼休憩と、午前10時と午後3時からそれぞれ20分ありました。」「残業

は無かった」と述べ、また、平成〇年〇月度の工事月間集計表をみても発症前1週間に休日は3日間取得できており、継続した長時間労働は認められない。また、本件一件記録からは、請求人が不規則な勤務をしていたものとは認められず、深夜勤務の実績も認められないことから、被災者が発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したものとは認められない。

⑤ 請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間の業務についてみると、上記④のとおり請求人は時間外労働をしておらず、その他心身への特段の業務負荷要因は認められないので、この期間においても、特に過重な業務に従事したものとは認められない。

⑥ 請求人は、本件疾病の発症に関し、労働時間以外の負荷要因として、請求人の日常作業が吹きつけサンド散乱防止移動式設備の左右20メートルの延べ40メートルに散積した砂をスコップで除去するものであり、ホースのよじれがあるたび小走り又は瞬間的に全力走行を必要とした不規則なものであったことなどを主張しているが、仮に全力走行が必要であったとしても、このような作業形態が認定基準の過重性の評価に当たって考慮すべき不規則な勤務に当たるものとは認められない。

⑦ 以上からすると、当審査会としても、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のほか、労働時間以外の業務に係る負荷要因のいずれも認められないから、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

⑧ また、請求人らは、請求人が熱中症にり患していたおそれもある旨述べているところ、F医師が、「救急搬送された時の体温は35.2°Cであり、高温となっていないことから、『熱中症』は発症していなかったものと考えられる。」、「救急搬送時に『脱水状態』にあったことは認められるが、水分補給も可能な業務環境下であったことから、業務が原因とは言えないと考える。」などの意見を述べていることからすると、請求人らの主張は採用できない。

(2) 休業補償給付の請求について

請求人らは、休業補償給付の請求の時効について、監督署職員が説明しなかったなど縷々主張するが、上記結論を左右しない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休

業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。